

国家公務員共済組合連合会定款

(平成27年10月1日)

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 役員（第5条－第16条）
- 第3章 顧問及び参与（第17条）
- 第4章 運営審議会（第18条－第28条）
- 第5章 事業（第29条－第32条）
- 第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金（第33条－第37条）
- 第7章 審査会（第38条）
- 第8章 財務（第39条－第42条）
- 第9章 運営規則（第43条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）に基づき設立された法人であって、国家公務員共済組合連合会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第2条 本会は、法第3条第1項に規定する組合（以下「組合」という。）の事業のうち、法第21条第2項各号に掲げる業務を共同して行うことを目的とする。

（事務所の所在地）

第3条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第4条 本会の定款に関する公告は、官報に掲載して行う。

第2章 役員

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

理事長 1名

常務理事 6名以内

理事 4名

常任監事 2名

監事 1名

2 本会に役員として常務理事のうちから専務理事1名を置くことができるものとし、理事長が定める。

(理事長)

第6条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。

(専務理事、常務理事及び理事)

第7条 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

2 常務理事及び理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して業務を執行し、理事長及び専務理事に事故があるときは理事長の職務を代理し、理事長が欠員の場合であって、かつ、専務理事が置かれていないときは理事長の職務を行う。

(常任監事及び監事)

第8条 常任監事及び監事は、業務を監査する。

(任命)

第9条 理事長及び常任監事は、財務大臣の任命による。

第10条 常務理事及び理事(次条の規定による理事を除く。)は、理事長が財務大臣の認可を受けて任命する。

第11条 理事3名及び監事は、組合の事務を主管する者のうちから、理事長が任命する。

(任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(解任)

第13条 理事長は、役員が法第31条各号のいずれかに該当するに至ったとき(第11条の規定による理事及び監事が、組合の事務を主管する者でなくなったときを含む。)は、これを解任する。

2 理事長は、役員が法第32条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、財務大臣の認可を得て、これを解任することができる。

3 理事長及び常任監事の解任については、法第32条の定めるところによる。

(兼業禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第15条 本会と理事長、常務理事(専務理事を含む。以下同じ。)又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。

この場合には、常任監事又は監事が本会を代表する。

(理事会)

第16条 理事長、常務理事及び理事は、理事会を組織する。

2 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、これを主宰する。

3 次に掲げる事項は、理事会の議に付さなければならない。

(1) 第21条第1項各号に掲げる事項

(2) その他理事長が業務執行上必要と認めた事項

4 常任監事及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第3章 顧問及び参与

第17条 本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、本会の事業に関し学識経験のある者のうちから、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、参与は、会務に参与する。

第4章 運営審議会

(名称)

第18条 法第35条第1項の規定に基づき本会に置く運営審議会は、国家公務員共済組合連合会運営審議会(以下「運営審議会」という。)という。

(委員)

第19条 運営審議会の委員(以下この章において「委員」という。)の定数は次のとおりとし、理事長が組合員のうちから任命する。

(1) 組合員を代表する者以外の者である委員 8人

(2) 組合員を代表する者である委員 8人

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第21条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 運営規則の作成及び変更

(3) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

(4) 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

(5) その他厚生年金保険給付等(法第73条第1項に規定する厚生年金保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。)附則第32条第1項及び第37条第1項に規定する給付(厚生年金保険給付に相当する部分に限る。)並びに一元化法附則第41条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)に関する事業、退職等年金給付(法第74条に規定する退職等年金給付をいう。以下同じ。)に関する事業及び福祉事業の運営に関する重要事項

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて本会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

3 第31条及び第32条の事業のうち、組合に関係のない事項については、運営審議会に付議することを要しない。

(招集)

第22条 理事長は、毎年3月及び6月並びに必要に応じ運営審議会を招集する。

2 理事長は、7人以上の委員が審議すべき事項を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。

(議長)

第23条 運営審議会に議長を置く。議長は、第19条第1号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

2 議長は、運営審議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第24条 運営審議会は、第19条各号に掲げる委員が、それぞれ半数以上出席しなければ議事を開くことができない。

(議決方法)

第25条 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第26条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、委任により、他の組合員を代理人として出席させることができる。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に理事長に提出しなければならない。

(議事録)

第27条 運営審議会の議事については、議事録を作り、議長及び議長の指名する委員2人以内が署名捺印しなければならない。

(会議の運営)

第28条 この章に定めるものを除くほか、運営審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、理事長が運営審議会に諮って定める。

第5章 事業

(長期給付等に関する事業)

第29条 本会は、組合員に係る厚生年金保険給付等に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 厚生年金保険給付等の請求書の審査に関する業務
- (2) 厚生年金保険給付等の裁定及び年金証書の発行に関する業務

- (3) 厚生年金保険給付等の支払に関する業務
 - (4) 法第100条第1項に規定する組合員保険料及び負担金の受入れに関する業務
 - (5) 厚生年金拠出金（法第3条第4項に規定する厚生年金拠出金をいう。以下同じ。）及び基礎年金拠出金（同項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。第10号において同じ。）に要する費用並びに厚生年金保険給付等に係る事務に要する費用の計算に関する業務
 - (6) 厚生年金保険給付積立金（法第21条第2項第1号ハに規定する厚生年金保険給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務
 - (7) 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付等の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
 - (8) 厚生年金拠出金の納付及び法第21条第2項第1号に規定する厚生年金交付金の受入れに関する業務
 - (9) 基礎年金拠出金の納付に関する業務
 - (10) 法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第116条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。）に関する業務
 - (11) 厚生年金保険給付等に関する調査及び統計に関する業務
 - (12) その他厚生年金保険給付等に関する事業に関し必要な業務
- 2 本会は、組合員に係る退職等年金給付に関し、次に掲げる業務を行う。
- (1) 退職等年金給付の請求書の審査に関する業務
 - (2) 退職等年金給付の決定及び年金証書の発行に関する業務
 - (3) 退職等年金給付の支払に関する業務
 - (4) 法第100条第2項に規定する退職等年金分掛金（第37条において「退職等年金分掛金」という。）及び負担金の受入れに関する業務
 - (5) 退職等年金給付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の3第1項第4号に掲げる場合に行われるものに限る。第8号において同じ。）及び退職等年金給付に係る事務に要する費用の計算に関する業務
 - (6) 退職等年金給付積立金（法第21条第2項第2号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務
 - (7) 退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
 - (8) 法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第1

16条の3第1項第4号に掲げる場合に行われるものに限る。)に関する業務

(9) 退職等年金給付に関する調査及び統計に関する業務

(10) 各事業年度における退職等年金給付積立金の額と法第99条第1項第3号に規定する地方退職等年金給付積立金の額との合計額及び同号に規定する国の積立基準額と同号に規定する地方の積立基準額との合計額の均衡の保持に係る計算に関する業務

(11) その他退職等年金給付の事業に関し必要な業務
(福祉事業)

第30条 本会は、組合員に係る福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 組合員の医療、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

(2) その他組合員の福祉の増進に資する事業

(3) 前2号に掲げる事業に附帯する事業

(旧令共済年金に関する事業)

第31条 本会は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律第256号)第8条の規定に基づき、同法第1条に規定する旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合又は外地関係共済組合の組合員であった者に係る給付の決定及び支払に関する業務を行う。

(その他の事業)

第32条 本会は、第29条から前条までに定める事業のほか、法令により特に定められた事業を行うことができる。

第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金

(付与率)

第33条 法第75条第1項に規定する付与率は、1000分の15とする。

(基準利率)

第34条 法第75条第3項に規定する基準利率は、0とする。

(終身年金現価率)

第35条 法第78条第1項に規定する終身年金現価率は、法第76条第1項に規定する終身退職年金を受ける権利を有する者の法第78条第4項の規定による年齢に応じ、別表第1に定めるところによる。

(有期年金現価率)

第36条 法第79条第1項に規定する有期年金現価率は、法第76条第1項に規定する有期退職年金を受ける権利を有する者の法第79条第4項に規定する支給残月数に応じ、別表第2に定めるところによる。

(掛金及び負担金)

第37条 退職等年金分掛金の額又は当該退職等年金分掛金に係る負担金の額は、組合員の法第40条第1項に規定する標準報酬の月額及び法第41

条第1項に規定する標準期末手当等の額に1000分の7.5を乗じて得た金額とする。

第7章 審査会

第38条 本会に、法第103条第1項に規定する審査請求を審査するため、同項に規定する国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に書記を置く。書記は、本会の事務に従事する者のうちから、理事長が任命し、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

第8章 財務

（財務）

第39条 本会の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章で定めるところによる。

（事業年度）

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（会計単位）

第41条 本会の会計単位は、本部会計並びに本会の経営する病院及び共済会館に置く所属所会計とする。

（経理単位）

第42条 本会の経理単位は、厚生年金保険経理、退職等年金経理、業務経理、医療経理、宿泊経理及び保健経理とする。

第9章 運営規則

第43条 本会の業務を行うために必要な事項は、運営規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この変更は、平成27年10月1日から施行する。

（委員の任命の特例）

第2条 運営審議会の委員の任命については、当分の間、第19条中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であった者（組合の運営審議会の委員であった者に限る。）」として、同条の規定を適用する。

（掛金及び負担金に関する経過措置）

第3条 変更後の第37条の規定は、平成27年10月以後の月分の退職等年金分掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

（事業に関する特例）

第4条 本会は、第5章に定める業務のほか、経過的長期給付（一元化法附則第32条第1項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分を除く。）、一元化法附則第36条第5項に規定する給付及び一元化法附則第

37条第1項に規定する給付(厚生年金保険給付に相当する部分を除く。)をいう。以下同じ。)に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 経過的長期給付の請求書の審査に関する業務
- (2) 経過的長期給付の決定及び年金証書の発行に関する業務
- (3) 経過的長期給付の支払に関する業務
- (4) 経過的長期給付に関する負担金の受入れに関する業務
- (5) 一元化法附則第50条第1項に規定する拠出金の拠出に要する費用の計算に関する業務
- (6) 一元化法附則第49条の2に規定する国の組合の経過的長期給付積立金(次号において「経過的長期給付積立金」という。)の積立てに関する業務
- (7) 経過的長期給付積立金及び経過的長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
- (8) 一元化法附則第50条第1項に規定する拠出金の拠出及び一元化法附則第76条第1項に規定する拠出金の受入れに関する業務
- (9) 経過的長期給付に関する調査及び統計に関する業務
- (10) その他経過的長期給付の事業に関し必要な業務

第5条 前条の場合における第16条、第21条、第38条及び第42条の規定の適用については、第16条第3項第1号中「第21条第1項各号」とあるのは「附則第5条の規定による読み替え後の第21条第1項各号」と、第21条第1項第5号中「事業及び」とあるのは「事業、附則第4条に規定する経過的長期給付に関する事業及び」と、第38条第1項中「第103条第1項」とあるのは「第103条第1項(被用者年金制度一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第14条第1項及び第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、第42条中「退職等年金経理」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理」とする。

附 則

- 1 この変更は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成28年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成2

9年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成30年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第1の規定は、令和元年10月以後の終身年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される終身年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和2年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

別表第1 (第35条関係)

年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率
59歳	28.231444	81歳	10.295734	103歳	2.087653
60歳	27.345773	82歳	9.614389	104歳	1.968384
61歳	26.466335	83歳	8.959001	105歳	1.858217
62歳	25.594911	84歳	8.332296	106歳	1.756043
63歳	24.732649	85歳	7.736495	107歳	1.660618
64歳	23.879207	86歳	7.173293	108歳	1.570274
65歳	23.033747	87歳	6.644574	109歳	1.482278
66歳	22.196743	88歳	6.150687	110歳	1.391295
67歳	21.356477	89歳	5.689252	111歳	1.285653
68歳	20.520049	90歳	5.256376	112歳	1.137740
69歳	19.686151	91歳	4.849899	113歳	0.878238
70歳	18.853785	92歳	4.471152	114歳	0.824018
71歳	18.023492	93歳	4.124065	115歳	0.734278
72歳	17.197495	94歳	3.811877	116歳以上	0.541667
73歳	16.379050	95歳	3.534228		
74歳	15.571289	96歳	3.286967		
75歳	14.775829	97歳	3.064755		
76歳	13.992946	98歳	2.863237		
77歳	13.222976	99歳	2.679558		
78歳	12.466615	100歳	2.511696		
79歳	11.724919	101歳	2.358046		
80歳	11.000222	102歳	2.217141		

別表第2 (第36条関係)

支給 残月 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有期年金 現価率
1月	0.083333	61月	5.083333	121月	10.083333	181月	15.083333
2月	0.166667	62月	5.166667	122月	10.166667	182月	15.166667
3月	0.250000	63月	5.250000	123月	10.250000	183月	15.250000
4月	0.333333	64月	5.333333	124月	10.333333	184月	15.333333
5月	0.416667	65月	5.416667	125月	10.416667	185月	15.416667
6月	0.500000	66月	5.500000	126月	10.500000	186月	15.500000
7月	0.583333	67月	5.583333	127月	10.583333	187月	15.583333
8月	0.666667	68月	5.666667	128月	10.666667	188月	15.666667
9月	0.750000	69月	5.750000	129月	10.750000	189月	15.750000
10月	0.833333	70月	5.833333	130月	10.833333	190月	15.833333
11月	0.916667	71月	5.916667	131月	10.916667	191月	15.916667
12月	1.000000	72月	6.000000	132月	11.000000	192月	16.000000
13月	1.083333	73月	6.083333	133月	11.083333	193月	16.083333

14 月	1.166667	74 月	6.166667	134 月	11.166667	194 月	16.166667
15 月	1.250000	75 月	6.250000	135 月	11.250000	195 月	16.250000
16 月	1.333333	76 月	6.333333	136 月	11.333333	196 月	16.333333
17 月	1.416667	77 月	6.416667	137 月	11.416667	197 月	16.416667
18 月	1.500000	78 月	6.500000	138 月	11.500000	198 月	16.500000
19 月	1.583333	79 月	6.583333	139 月	11.583333	199 月	16.583333
20 月	1.666667	80 月	6.666667	140 月	11.666667	200 月	16.666667
21 月	1.750000	81 月	6.750000	141 月	11.750000	201 月	16.750000
22 月	1.833333	82 月	6.833333	142 月	11.833333	202 月	16.833333
23 月	1.916667	83 月	6.916667	143 月	11.916667	203 月	16.916667
24 月	2.000000	84 月	7.000000	144 月	12.000000	204 月	17.000000
25 月	2.083333	85 月	7.083333	145 月	12.083333	205 月	17.083333
26 月	2.166667	86 月	7.166667	146 月	12.166667	206 月	17.166667
27 月	2.250000	87 月	7.250000	147 月	12.250000	207 月	17.250000
28 月	2.333333	88 月	7.333333	148 月	12.333333	208 月	17.333333
29 月	2.416667	89 月	7.416667	149 月	12.416667	209 月	17.416667
30 月	2.500000	90 月	7.500000	150 月	12.500000	210 月	17.500000
31 月	2.583333	91 月	7.583333	151 月	12.583333	211 月	17.583333
32 月	2.666667	92 月	7.666667	152 月	12.666667	212 月	17.666667
33 月	2.750000	93 月	7.750000	153 月	12.750000	213 月	17.750000
34 月	2.833333	94 月	7.833333	154 月	12.833333	214 月	17.833333
35 月	2.916667	95 月	7.916667	155 月	12.916667	215 月	17.916667
36 月	3.000000	96 月	8.000000	156 月	13.000000	216 月	18.000000
37 月	3.083333	97 月	8.083333	157 月	13.083333	217 月	18.083333
38 月	3.166667	98 月	8.166667	158 月	13.166667	218 月	18.166667
39 月	3.250000	99 月	8.250000	159 月	13.250000	219 月	18.250000
40 月	3.333333	100 月	8.333333	160 月	13.333333	220 月	18.333333
41 月	3.416667	101 月	8.416667	161 月	13.416667	221 月	18.416667
42 月	3.500000	102 月	8.500000	162 月	13.500000	222 月	18.500000
43 月	3.583333	103 月	8.583333	163 月	13.583333	223 月	18.583333
44 月	3.666667	104 月	8.666667	164 月	13.666667	224 月	18.666667
45 月	3.750000	105 月	8.750000	165 月	13.750000	225 月	18.750000
46 月	3.833333	106 月	8.833333	166 月	13.833333	226 月	18.833333
47 月	3.916667	107 月	8.916667	167 月	13.916667	227 月	18.916667
48 月	4.000000	108 月	9.000000	168 月	14.000000	228 月	19.000000
49 月	4.083333	109 月	9.083333	169 月	14.083333	229 月	19.083333
50 月	4.166667	110 月	9.166667	170 月	14.166667	230 月	19.166667
51 月	4.250000	111 月	9.250000	171 月	14.250000	231 月	19.250000
52 月	4.333333	112 月	9.333333	172 月	14.333333	232 月	19.333333
53 月	4.416667	113 月	9.416667	173 月	14.416667	233 月	19.416667
54 月	4.500000	114 月	9.500000	174 月	14.500000	234 月	19.500000
55 月	4.583333	115 月	9.583333	175 月	14.583333	235 月	19.583333
56 月	4.666667	116 月	9.666667	176 月	14.666667	236 月	19.666667

57 月	4.750000	117 月	9.750000	177 月	14.750000	237 月	19.750000
58 月	4.833333	118 月	9.833333	178 月	14.833333	238 月	19.833333
59 月	4.916667	119 月	9.916667	179 月	14.916667	239 月	19.916667
60 月	5.000000	120 月	10.000000	180 月	15.000000	240 月	20.000000